

千葉都市モノレールインフラ部塗替塗装工事（28-1工区）

仕様書

1. (総則)

この工事は、鋼道路橋仕様書及び千葉県の基準によるほか、添付図に基づき施工すること。

また下記の法・規則についても十分内容を把握して施工すること。

(1) 千葉都市モノレール運転取扱心得及び運転関係規程（線路閉鎖取扱規程）  
(災害対策基準)  
(構造基準)

(2) 騒音規制法  
(3) 振動規制法  
(4) 労働安全衛生法

2. (工事範囲)

この工事の施工範囲は別添図（略図を含む）とする。

3. (施工計画書)

この工事の施工に先立ち施工計画書を作成し、工事監督員の承諾を受けること。

4. (塗替塗装仕様)

塗替塗装に使用する材料は、下表によることとし、使用する材料については工事監督員の承諾を受けること。

注1. 素地調整で鋼材面を露出した部分のタッチアップは、下塗り仕様とし赤錆色とする。

注2. 中塗り塗装色白は、工事監督員と打合せをして施工すること。

(1) 素地調整

素地調整種別	素地調整内容	作業方法
3種 C	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび、われ、ふくれ）は除去し、鋼材面を露出させる。	ディスクサンダー、ワイヤーホイルなどの動力工具を主として用いる。 ボルト及び狭隘な部分など動力工具で十分素地調整できない箇所は、ワイヤープラシ、サンドペーパーなど手工具を併用する。

(2) 塗装（軌道桁、支柱の外面塗装）

はけ、ローラー

工程	塗料	使用量 (g/m <sup>2</sup> )	膜厚 (μ)	塗装色	塗装間隔
素地調整	3種				4時間以内
下塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り (鋼材露出部のみ)	(200)		赤錆色	1日～ 10日
下塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り	200	60	グレー	1日～ 10日
下塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り	200	60	赤錆色	1日～ 10日
中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗り	140	30	白	1日～ 10日
上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗り	120	25	3.8 Y 7.5/1	1日～ 10日

※ 塗装間隔については、鋼道路橋塗装・防食便覧の標準仕様によるものである。使用する塗料会社の塗料性状に適用した、塗装間隔で施工することとする。

※ 軌道桁のブロック間に生じた隙間の処理は、シリコン樹脂系シール剤を充填すること。  
また支柱下部のコンクリートとの接触部にあるシールは除去後、鉄皮部を塗装し、シリコン樹脂系シール剤を充填すること。

(3) この工事に従事する塗装工は、鉄桁等鋼構造物の塗装工事に十分な経験を有するものであること。

(4) 立会検査は、下表に基づき検査を受けること。

検査一覧表

種別	内容	立会検査員
素地調整	目視検査	工事監督員 又は指定した者
下塗り	〃	〃
中塗り	〃	〃
上塗り	〃	〃
塗料充缶	数量及び検査成績表との適合	〃
塗料空缶	数量確認	〃
竣工検査	目視検査	竣工検査員
検査報告書	出来形調書 塗料検査報告書 出荷証明書 検査成績表 気象状況 工事写真 (2部作成の事)	竣工検査員 (竣工検査時)

7. (事故防止)

(1) この工事の施工にあたっては、道路交通法に基づき道路交通の安全を確保すること。

(2) 夜間は、十分照明設備を設け、作業の安全を確保するとともに、旅客公衆に迷惑が及ぼないようすること。

(3) この工事の施工にあたっては、交通整理員を配置し、事故防止並びに交通に支障を与えないよう万全を期すこと。

8. (整理整頓)

この工事において、施工現場内は常に整理整頓及び清掃を行い、通行等に支障を与えないようにすること。

9. (騒音防止)

(1) この工事にあたっては、騒音規制法に抵触しないよう、騒音防止の措置を講じて作業すること。

(2) この工事に使用する機械については、防音型を使用すること。

10. (施工打合せ)

この工事の施工にあたっては下記により、工事監督者と十分な打合せを行うこと。

記

(1) 全体工程 ----- 工事監督員

(2) 月間工程、週間工程 ----- 工事監督員

(3) 施工打合せ票(当日22:30の打合せ時に提出) -- 夜間作業の内容等を当日担当するモノ  
レール会社監督員と打合わせを行う。

5. (諸届)

(1) この工事に伴う諸官署その他への手続きは、請負業者の負担において行うこと。

(2) この工事においては、施工管理者(工事管理者)を置かなければならない。なお、施工管理者はあらかじめ経歴書を提出し、工事監督員の承諾を受けなければならない。

6. (打合せ連絡)

以上

(1) この工事の施工については、監督員及び関係箇所と打合せ連絡を綿密に行い、列車の運行並びに一般旅客公衆に支障・迷惑を及ぼさないよう工事を進めること。

(2) この工事は、モノレール保守作業と関連するので、お互いに協調し工事工程及び施工順序について十分打合せ、モノレール保守作業に支障を与えないようにしなければならない。

(3) 作業中に、構造物の異常等を発見した場合はただちに監督員に連絡すること。